

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会	会議場所 全員協議会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年8月10日(金曜日)		開 議 午前 10 時 00 分	
			閉 議 午前 11 時 13 分	
出席委員	西村 ○立花 山本 福井 齊藤 馬場 吉田 西口 酒井 並河 湊 小島 < 木曾議長 明田副議長 >			
執行機関出席者				
事務局出席者		今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任		
傍聴者	市民2名	報道 1名	執行機関1名	議員 名()

会 議 の 概 要

1 開議

< 西村委員長 >

御参集御苦労さんでございます。

これより、第 12 回亀岡市土地開発公社及び亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

まず、事務局から議事日程を説明願います。

< 事務局長 >

皆さん、おはようございます。

本日お世話になる委員会の日程について、御説明を申し上げます。

まず1点目が報告書についてということでございますが、前回、報告書の案を提出させていただきました。そこでいろんな御議論をいただきまして、追加するところ、訂正するところ等がございましたので、お手元配付の報告書には、その訂正を施したものが 있습니다。それについて御確認をいただき、報告書をまとめていただくというのが第1点目でございます。

そして2点目はその報告書の取り扱い等の今後のスケジュールについて御協議、決定をいただきたいということでございます。その他については、次回の委員会日程を決定をいただくということでございます。

以上でございます。

< 西村委員長 >

そのような日程で進めてまいります。

それでは最初に、報告書について、でございます。

前回、確認をいただきました。その中で訂正なり、また見直し事項につきましては、太いゴシック体で掲載をしております。

それから、一部字句の見直しをした部分もございますので、その辺も含めて今日は確認をいただきたいというふうに思います。

まず最初に、『1 特別委員会設置の経緯(1) 端緒』でございます。この部分について御意見をお伺いいたします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

それでは『(2) 全員協議会(市からの報告)』この部分についてお願いいたします。よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは次に2ページ『(3)特別委員会設置』について、どうでございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

よろしゅうございますか。はい。

それでは『2 特別委員会の実施状況』3ページから5ページでございます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

なければ次に進みます。

『3 事実経過』6ページから8ページ。

<馬場委員>

前回私が申し上げた点をすべて入れていただきまして、ありがとうございました。

7ページの平成19年5月、『○監査執行』の3つ目のですね。常任理事が返答している、もしくは金融機関が返答しているということになるので、『「その経緯を常務・常任理事に確認したところ、・・・ように思う」との回答』というふうに、明確に常任理事が回答したので、「」を付けたほうがいいんじゃないかなと思っています。

それから同じく下ですが、『再度、金融機関には文書質問を行ったら・・・』、これにも「」を付け、『・・・調査しても判明しなかった』というふうにしたら、それぞれ誰が言ったかというのがわかると思います。

以上です。

<西村委員長>

ただいま御意見をいただきました。

お諮りします。

このようにかぎ括弧で明確にしたほうがよいということで、よろしゅうございますか。

<酒井委員>

そしたら、『一方金融機関は・・・』もかぎ括弧を付ければよいと思うんですけど。

<馬場委員>

そうですね。

<酒井委員>

『経緯は分からない』まで。

<西村委員長>

それでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、この程度といたします。

次に、9ページ『4 問題の所在、(1)』11ページの中ほどまで、これについて確認をいただきます。

<酒井委員>

10ページの一番最後、『行為者は常任・常務理事である。』11ページの上のほうは、

『20年3月31日登記の行為者は常任・常務理事であり、土地開発公社理事長及び住宅公社会長も行為者である。』、これ具体的にどなたなのか、お名前を入れたほうがいいのかと思いますし、その下の表のところも、行為者、名前を列で入れたらわかりやすいと思います。

<西村委員長>

ただいま意見がありました。

具体的に行為者と名前を入れるということでございますが、お諮りをいたします。御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは入れるということで、確認をいたしました。

(1)でほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、次、11ページ中段からでございますが、『(2)公社の意思決定形成過程・体制に関する事項』、12ページの中段まででございます。上段の分でございますが、御意見をいただきます。

<酒井委員>

『公社の代表者印管理を常任・常務理事に任せることはありうることはあるが』というこの前段、要らないんじゃないかと思います。

それは、兼職により同一人が二つの代表者印管理を任せることまであり得ることのように受けとれるので。その辺の文章の前段を削除するのがだめであれば、それは要するに二つの代表者印管理を任すことが適切ではなかったということをはっきりわかるようにしたほうがいいのかと。

<西村委員長>

御意見ございませんか。

<馬場委員>

わかりやすくするように、『今回の事件は』からはじめ、『兼職により』をつなげていったらどうですか。酒井委員が言われるように、前段は取って、『今回の事件は兼職により、同一人に2つの代表者印管理を任すことはチェックの行き届かない無防備な状況だった』と整理しては。

<西村委員長>

今、指摘のあったように前段は削って、『今回の事件は兼職により、同一人に二つの代表者印管理を任すこと』と続く形でよろしいですか。

<酒井委員>

はい。

<西村委員長>

それではそのようにいたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、『(3)土地開発公社理事長及び住宅公社会長の責任に関する事項』12ページ中段から13ページまで、確認を願います。

<酒井委員>

12ページの『認知後の対応』なんですけれども、『登記を元に戻す手続きを行う

よう指示した』のは具体的内容が問題だと思うんで、隠し通す意図はなかったという説明がありましたけれども、結果的に隠ぺいだったということがわかるように表現されたらいいなと思います。

<西村委員長>

それでは、もう少し具体的な御意見をいただきたいと思います。

<酒井委員>

『登記を元に戻す手続き』が、ほかに司法書士や議会に言わなくても元に戻せるように行うという指示だったのかどうか、非常に問題だと思います。結果、売買の合意解除ということになったので、これがここに表現されないとわかりにくいと思うんですけれども。

<西村委員長>

文言で言っていたらお諮りをさせていただきます。

<酒井委員>

この委員会が終わるまででいいですか。

<西村委員長>

はい、結構です。

そしたら、それを最後にお諮りしたいと思います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、それでは次に進みます。

14 ページ『5 今後の対応策と再発防止対策』についてお願いします。

<吉田委員>

手ぬるいと思いますので、15 ページの最後、『必要な義務に非該当ではあるが』は削り、『告発義務がある』の間違い。『公社の長又は市長において告発されるべきこと。』とするべき。

<馬場委員>

変換ミスだけの問題なんですけど、14 ページ『(1) 公社の体制について』の『全項』が「前」でなくて全体の「全」になっています。

<西村委員長>

「全」を「前」に訂正します。

15 ページの『(6) 違法行為について』の『必要な事務に非該当ではあるが』を削除し、『公社の長又は市長において刑事告発されるべきこと。』と修正をすることについて、御意見を賜ります。

<馬場委員>

これは法律家によって意見の分かれたところですので、残しといたほうがいいんじゃないですか。正確にはそういう内容で、そこまで強い権限はないけれどもとっている法律家もおるわけですから、それを全く消し去るというのは、やはり一つの極論になっちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

<吉田委員>

どういう見解の分かれ方をしたのか、教えてください。分かれてはいない、ここに関しては。

<馬場委員>

今、手元に資料がありませんけれども、松枝弁護士は、そういう強い権限があるだろうかという形で意見を述べられた。

< 吉田委員 >

強い権限ではなくて、刑事訴訟法による告発義務があるんです。それは権限云々ではなくて、告発義務があるので権限は関係ないでしょう。ですから、市民でもできるように、だれでも権限はあるわけですから。権限はあるに決まっています。あと義務があるかの話で、文言上は告発義務があるというのは、もうだれが読んでもわかるように書いてあって、何ら見解の分かれるところでもないと思いますが。

< 事務局長 >

吉田委員がおっしゃるように、刑事訴訟法に基づけば告発義務がある、それはセカンドオピニオンでも告発義務があるということは明らかにされております。ただし、その義務は必要的なものであるのかどうかということであります。それは判断に任せられるということで、必ずしなきゃならんものではないというのが見解でありますので、ここは失礼な発言になるかもしれませんが、委員会としてどのように判断されるかということです。

今、吉田委員がおっしゃったことで言うならば、この委員会は当然両公社の理事長が告発すべきだという結論を出すということになるんですが、今までの経緯の中で、それについては一応向こうに任せるといようなことが結論であったように思うんですが、ちょっと踏み込んだような形に今回なりますので、そこらあたりを委員会としてどのようにされるかという問題だと思います。

以上です。

< 吉田委員 >

私、前回申し上げたのは、本来は公務の執行上というか、違法行為を知った場合、公務員は告発義務があるというのが、刑事訴訟法第 239 条の文言に書いてある。

ただし、ちょっとよくわからないんですけども、必要的義務ではないという、義務があるのに必要ではないという、日本語的におかしいので。ただ処罰規定がなくて、告発をしなければ何か問題が起こることにはなっていないと、その理由は何でもかんでも、ちっちゃいことでも見つけたら告発しなきゃいかんかということであれば法律的に混乱をすることがあるので。

この機会に告発をすることがいい結果を招かないというような判断がある場合、例えば子どもが窓ガラスを割ったときに、器物損壊で刑事告発しなきゃいかんかと。学校の先生が、そんなことはない、教育的指導をしたほうがいいだろうというときはしなくてもいいという意味で、必要的なものではないとされているわけで、これはもうだれが、法律家が見てもそうなんですが、前回私が申し上げたのは、委員会としては告発をすべきなんですが、告発義務があるんですけども、それをあえて委員会として告発をしないというのであれば、なぜしないのかという説明が必要、当然義務があるんですから。なぜ必要でないと判断をしたのかという理由を必ず書かなきゃいけない。告発義務があるものを果たさないんですから。それはなぜ委員会でないのかというと、市長または公社の長において刑事告発されるべきであるから、委員会としてはしないという方向でどうですかというのが前回私が申し上げた意見であって、だれかが告発しなければいけない義務がある。公務員がね。それがもしもないというのであれば、理由を説明していただきたい。その理由の説明ができないのであれば、この委員会、何しよったんや。公務員として調査特別委員会を開いて、刑事的に問題のある事象が発覚をして、それでも告発をしないのであれば、告発をしない理由を教えてください。私はその理由として、本来は公社の長もしくは市長において告発をされるべきであるから、委員会としてはしないという文言でどうですかということを申し上げており、私としてはこの委員会として告発をしない理由を申し上げたにすぎない

と。そこを削るのであれば、委員会として告発するのは当たり前ですし、そのあたりの説明ができるのであればそうしていただきたい。できないのであればこんな委員会恥かくだけですもん、正直。どうですか、委員長。

<西村委員長>

ほかのご意見を賜ります。

<吉田委員>

委員長の御意見が伺いたい。

<西村委員長>

まず、ほかの皆さんの御意見を賜ります。

<馬場委員>

ちょっと論理のすりかえがあるんじゃないかなという感じがするんですが、前回の議事録、正確に起こしたらいいんですが、この委員会で、告発すべきかどうかですね。これだけ 10 数回やってね、やはり政治的、道義的な責任がどこにあるのかというのがこの委員会の明らかにする点であって、そういう点で言えばこの報告書そのものがその中身に当たっているのであって、この文章でいいんじゃないかというのが前回の確認。私はそういう立場で言ったつもりなんです。だから、吉田委員が言うように、義務があるからとか、その義務ということ自身が議論の中心点になってないわけで、そのことが私はすりかえ、もしくは一面的な気がするんですけど。

以上です。

<吉田委員>

すりかえでも、一面的でもないですが、法律の文言上の話なんで。だから私が申し上げているのは、告発をしないのであればしない理由を教えてください、単純な話。世間の皆様に恥ずかしくないような、子どもが窓ガラス割ったのを告発しないというぐらいわかりやすい理由を教えてください。

<西村委員長>

ほかに御意見をいただきますが。

<湊委員>

法律のこと、ようわからんのやけどね。今、吉田委員が言われたようなことであれば、やはり明確にするべきやと。うやむやにしたような報告書になってしまうんで、やはり文面はきっちりと明確にすべき。今、言われたように、説明せえ言うたときにね。どれもおちのない説明になってしまう。おちをつけるならば、委員会としてけじめをつけて、あっさりした文章にするべき。そうするのが説明責任を果たしやすいのかなというように思います。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

<福井委員>

難しい話ですけども。これ、僕が一足飛びで話をしたらいいんですけど、もともとそういう御提案やったんで、私の意見を述べさせてもらいますが、この文章で言うところ、『必要な義務には非該当であるが』という文言を取ってしまえば、それで『控訴時効期間が経過したものを除き、告発義務がある』と断定をしておるわけですね。今、吉田委員がおっしゃっているように、この委員会にも告発義務があるから、それをしない、それを市長なり公社の長にせえという要望というか、しなさいということ言うてくくらなければ、この委員会にも責任がきますよというようなことを言うてはるのかなと思っていますが、それだとしたら、公社の長または市長において適正に処理することで、何が弱いんですか。それで何ら問題はないかなと。ただ、おっしゃ

っているように、『必要な義務に非該当であるが』という文言に関しては取ったらいかなと思うんです。これは私の意見です。

<吉田委員>

正直、いろいろ、今まで説明とかを聞いてきた中で、適正に対処することで、私の思う適正と役所の思う適正とが違う可能性が極めて高い。ここは明確に刑事告発をされるべきこと、どういうものが適正なのかという委員会の意思を示すべきだと思いますし、委員会として告発まで求めるべきではないというのであれば、委員会として告発されたいんじゃないですか。そこまで書けないと言うのであれば。そこを刑事告発されるべきことと書いて悪い理由がわからない。本当に適正に対処されるのであればいいですよ。そんなことに私は思えない。明確にしたほうがいいかなと。以上です。

<並河委員>

ここの最後の文章なんです、告発義務があるということで、『公社の長又は市長において適正に対処すること』というところで、やはりもうちょっと強く、『対処することを強く求める』とかですね。もしこれで弱いとすればですよ。もう私はこれでいいと思うんですが。

<馬場委員>

私、論理の飛躍があるというのは、いわゆる理論のすりかえなんです。つまり、一番肝心の、『必要な義務に非該当ではあるが』というのを、まず取りなさいと言うわけでしょう。私は取る必要はないと思うんですよ。取りなさい言うてそれを取ったら、次はそれを取ったら告発義務があるんやと、うちのこの委員会、何しとったんやって。そう言うてみたら、全く違うことの論理の展開をしているわけでしょう。だから、それは、私はやっぱりおかしいんじゃないかと、前回そこまでちゃんと議論しているわけやから、『必要な義務に非該当ではあるが』ということを生かすのであれば、そのほうがすっきりするしというふうに思います。

<吉田委員>

ここでどんな議論をするかというよりは、法律で決まっているんですよ。ここで議論したから法律が変わるわけじゃないわけですね。法律には明確に公務員の告発義務ということが規定をされていて、法律の本読んでいただいたらわかるんですけども、なぜ処罰規定がないか、必要でないかということ、何でもかんでも刑事告発させることがいいことではないから。ただ、知った時は明確にしないといけない。裁量があるとは言われていますけど、告発したら可哀そうやからしないでいいではないですから。告発をしないほうが、さまざまな問題解決に向けていいだろうということがあれば、そういう理由があれば告発しなくてもいいよと言ってるわけであって、そこに関しては議論をする、しない関係なしに決まってるわけです。『必要な義務に非該当であるが』と書くのであれば、どういうことが非該当なのかも書かないと、しなくてもいいということになっちゃいますよね。しなきゃいかんことは間違いなし。しなきゃいかんけれども、しないのであれば理由が必要だと。私は何も論理の飛躍もすりかえもせずに、一貫して同じことを申し上げている。公務員は違法行為を認知したら告発をする義務があって、しない場合にはそのようにちゃんと、ここは調査特別委員会ですから、特にしない理由が必要だろうということです。その理由としては、長がやったらいいんやから、我々がする必要ないよねという理由が一番きれいだとすることを前回申し上げたわけで、そこを書けないんだったら意味がない、市民に対して恥ずかしくないように。また私質問しますけれどもね。このままいくのであれば。ちゃんと答えていただいたら、かっこ悪くない答えをいただいたらいいなとは思いますが、そう

らんように、明確に書いていただいたらどうですかという話をしている。違うと言うのであれば、私にわかりやすいように具体的に説明をしていただきたい。

<西村委員長>

委員長の意見を先ほどから求められておりますので、私の考え方を申し上げますけれども、『告発義務がある』ということをはっきり明記していますので、それに対してしっかりと『公社の長又は市長において適切な対処すること。』と、述べておりますので、これで十分、意はあらわしていると私は解釈をしております。『告発義務がある』と明記しておりますのでね。

<吉田委員>

前段抜いて、ですか。

<西村委員長>

『非該当である』という部分ですか。『非該当である』という部分は取ったほうが、私は望ましいと思いますが。

<吉田委員>

結構です。もう言っても無駄ですからね。時間の無駄です。

<西村委員長>

それでは、この『必要な義務に非該当ではあるが』という部分は削除。そして『告発義務がある。』その後は記載のとおりという形で整理をしたいと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではそのような形で。

<吉田委員>

文言は結構ですが、委員会としてはそういう意味やという意味確認みたいなことはよろしいですか。適正というのは刑事告発のことを指すんだというような、皆さん確認をしていただいて結構ですか。よろしいですか。

<西村委員長>

ただいまの御意見でございますが、そこまでしっかりと後を追っていくという確認でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではそのように、しっかりとあとを見届けて確認をしてということで、そのようにしたいというふうに思います。

それでは次に、16 ページ、『終わりに』でございますが、この部分について御意見を賜ります。

<酒井委員>

16 ページにいく前なんですけど、13 ページの最後のところですが、『公社の長がとるべき必要な措置である事態の原因説明は疎か』のところの一文なんですけど、そこに『それどころか、公開しないまま隠ぺいにとられかねない処理を行ったことは重大な問題である。』というのを入れていただきたいです。

<西村委員長>

酒井委員に申し上げます。もう一度箇所を教えてもらえますか。

<酒井委員>

最後の一文で、『本来公社の長がとるべき必要な措置である』から始まる一文の中から後で結構なんですけど、13 ページです。『公開をしないまま隠ぺいにとられかね

ない処理を行ったことは重大な問題である』ということを入れていただきたいです。

それから、さっき文書を具体的にということでしたので、12 ページの『その後、』の後ですが、『各公社の長の指示により、実態を公開しないまま不適切な登記原因により所有権を土地開発公社に戻す登記が行われた。』としていただければと思います。

<西村委員長>

ちょっと早口やったんで、みんなも正確に確認ができていないと思いますので、もう一度ちょっと事務局のほうで、控えられてますか。

もう一回ゆっくりとお願いします。

<酒井委員>

『登記を元に戻す手続き』というふうに書いてあるんですが、これでは具体的に何が行われていたのかがわかりませんし、この行われていた内容が非常に問題なので、次のようにかえていただきたいです。

『その後、各公社の長の指示により、実態を公開しないまま、不適切な登記原因により所有権を土地開発公社に戻す登記が行われた。』としていただければ、わかりやすいと思います。

<西村委員長>

事務局にもう一度朗読をいただきます。

12 ページの『 』のところですよ。

<事務局次長>

今、酒井委員さんが言ってくださった文章をもう一度、朗読させていただきます。もし違っておりましたら御指摘ください。

12 ページの『(3) 認知後の対応』の 3 行目です。

『その後』の次、『その後、各公社の長の指示により、実態を公開しないまま、不適切な登記原因により所有権を土地開発公社に戻す手続きが行われた』と酒井委員さんがおっしゃったように記録しましたが、それでよろしいですか。

<酒井委員>

はい、結構です。

<事務局次長>

委員長、すいません。

そしたら今の文章は『ここで各公社の長は、不適切な土地処理を公表した上で』という、このままの文章に続くということですね。

<西村委員長>

ただいまの文章の挿入ですけれども、挿入でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではそのように挿入を行います。

それからもう 1 点、最後に言われたところ、もう一度お願いします。

<酒井委員>

13 ページの最後の一文なんですけれども、『必要な措置である事態の原因説明は疎か、対応策防止策を講じられていなかった』ことだけが書かれているんですが、その間に入れるか、後に文を分けて入れていただいても結構なんですけど、『それどころか、公開をしないまま隠ぺいととらえられかねない処理を行ったことは重大な問題である。』ということを入れていただきたいです。

挿入場所は文としてきれいになればいいなと思ってるんですが、私の意見としては文を分けて、『言わざるを得ない。』の後に『それどころか』と入れていただくのがいい

いかなと思っています。

<西村委員長>

事務局、もう一度確認をしてもらえますか。

<事務局係長>

それでは最後ですが、『言わざるを得ない。』の後でございます。『それどころか、公開しないまま隠ぺいととらえられかねない処理を行ったことは重大な問題である。』よろしいでしょうか。

<西村委員長>

ただいま事務局の朗読のとりの文章の挿入に御意見を。

<福井委員>

内容に異議はございませんが、『それどころか』を『さらに』に変えていただいたら。

<西村委員長>

『さらに』でよろしいですか。酒井委員。

<酒井委員>

いいです。

<西村委員長>

そしたら、この 13 ページ、最後にただいまの文章を挿入するということで確認をいただきました。

<酒井委員>

新しくもう 1 点申し上げたいのが、14 ページの『(4)コンプライアンスについて』なんですけれども、『公社の長が』から始まり、公社の長ですとか、職員のことが書いてあるんですけれども、前回も申し上げましたとおり、市長は市民の利益を最優先して、それが脅かされそうになったときには、適切に説明責任を果たすことということが入っていたらいいなと思います。

<西村委員長>

具体的に文言で言ってもらえますか。

<酒井委員>

『市長は市民の利益を最優先し、それが脅かされるような状況があったときは、適切に説明責任を果たすこと』と入れていただきたいと思います。

<西村委員長>

事務局に再度確認をしてもらいます。

<事務局係長>

これは○を一つ起こすということでよろしいでしょうか。

<酒井委員>

そうですね。○を一つ新しく起こしていただきたいと思います。今ある○は公社の長と職員のことだけが書いてあるので、新たに『市長は』で始まる○を起こしていただければと思います。

<事務局係長>

そうしましたら、『 』までありますので『 』としまして、『市長は市民の利益を最優先し、それを脅かす状況があったときは、適切に説明責任を果たすこと。』と入ります。

<酒井委員>

ほかにいい文章があれば意見を言っていたきたいんですが、『市長は』を主語にしていたきたいということで。何かわかりにくいので。

< 西村委員長 >

『市長は市民の利益を最優先にし、それを脅かす状況があったときには、適切な説明責任を果たすこと。』と挿入してよろしゅうございますか。

< 福井委員 >

ごめんなさい。考えがまだついておりませんが、それをもし挿入をするとするならば、挿入することに決して否定的ではないんですが、するならば、説明責任のみかなという気がして、ちょっと頭で考えておるところなんですが、何かそれを説明責任をということに断定をしてしまうと、何か違うような気がして、ちょっとまだ考えがまとまっていなくて申し訳ありません。

< 馬場委員 >

情報公開をその前に入れてもらったら、『情報公開と説明責任を果たすこと。』ということはどうでしょうか。

< 吉田委員 >

すいません、会派で意見割れて。当たり前過ぎて要らんのと違うかと思うんです。市民の利益最優先は言わんでもわかるように、当たり前ちゃうんかと。それもできないのかと。

< 西村委員長 >

意見が分かれました。

お諮りします。酒井委員のようにこの文言を起こすと、挿入するということに賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手（少数）]

< 西村委員長 >

賛成少数でありますので、これはなかったことといたします。

< 酒井委員 >

当たり前過ぎることとおっしゃいましたが、これ全部当たりのことだと思うんですが。

< 西村委員長 >

採決をとってそのような方向になりましたので、進めさせてもらいます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

そしたら、最後に 16 ページ、『6 終わりに』のところで御意見を賜ります

< 馬場委員 >

感性の問題だと思うのですが、『本特別委員会は特別委員会設置』と具体的に書かれています。『設置以来』で文章が続いてるんじゃないかなと思うんですが。それから、次のところも、『本特別委員会』で始まっているんですが、これは『ここにその結果を報告し』というふうにしちゃったほうがいいんじゃないかなと。『問題の所在を整理してきた。ここにその結果を報告し、再発防止に向けた提言を行うものである。』

< 吉田委員 >

日本語のセンスでちょっと違うのかもしれませんが、『ここに』だったら最後は『ものである』というのは要らんと思います。『ここに報告し、提言を行う。』

< 西村委員長 >

そしたら、その整理でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そのように、整理をさせていただきます。

これで、すべてにわたって確認をいただき、最終的な文章が確定をいたしました。

この後、軽微な文言の修正は正副委員長に一任をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、表紙、目次、それから委員の名簿をつけて、完成ということにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、その後、完成した報告書を各委員様にお渡しをいたします。期日につきましては、できるだけ早い時期に、遅くとも8月21日までにはお渡しをするということを御確認いただきたいと思います。

<西口委員>

大体まとめていただいたところですが、1点気になる部分があるんですね。議会は住宅公社の理事として参加をしている経過があるんですね。議会としての責任ということに一つも触れなくていいのかなという、『終わりに』の部分にでも、議会としての反省という意味も含めて、触れておくべきかどうか、懸念を持っております。その点についてもお諮りいただければと思います。

<西村委員長>

ただいま西口委員から御意見がございました。これにつきましてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

<吉田委員>

そうなのですが。今回の件に関しては、理事会に報告もされていないということから、どうしたらわかるかなというところもあるんで。もう理事会が形骸化しているのか危険な文言を入れるのであればいいですけど、議会としては理事に出しているのだから、もうちょっと理事会がちゃんと機能してチェックができるようにということになっていくのかなという気はしますが、今回は理事会にさえかかってないものなので、議会がどうしてもめられないんやというのはあるでしょうし、一つは土地開発公社の債務保証の額が、根保証みたいな形で枠にあったのが一番の原因だろうというのがたしか報告書には書いてあるので、私はその程度でもいいのかなという気はしますが、具体的にどんなことを入れたいのか、教えていただければ、入れられると思いますけれども。

<西口委員>

やはり公社の体制の中で不正が起きた経過があるということなんで、今後はそういうことも注意をしていかなければいけないなというような反省も含めて、そういう文言の挿入があればいいんじゃないかなと思います。

以上です。

<湊委員>

西口委員が言われましたが、私は反対です。チェックするほうの立場におったものですが、書類すら隠ぺいされた経緯があるので、それを書いたら隠ぺいされておるのにどないするんやという話でありますので、それには触れていただかんほうがいいかなと思うんですが。そやから、報告ということで、議会の詳細については書かないでという思いを持っています。

<西口委員>

私はあえて、入れろというわけではないんですけれども、今後の再発防止のことも

含めて、今回の特別委員会で調査の結果が出たというなかで、もう少し見抜ける仕組みづくりとか、そういうことも含めてこれから議会としてはある一定のことをしっかりチェック機能を果たしていかなければいけないという点を出していかなければいけないという思いから、そう申し上げておったんで、皆さんがそういう意見であればいいかと思います。

<馬場委員>

西口委員の意見を強いて言うならば、住宅公社には議会から理事を送り出してきたと。しかし今回の事件は、理事会機能そのものが喪失した中で起こった事件であるということ。その中で、今後も外郭団体に対するいわゆる監視の役割をしっかりと果たさなければならないとか、そのぐらいのことは書けるかなと。ちょっと抽象的ですけど。だから、もっと踏み込んで言うと、議会が理事に入るかどうかということが議論の対象になってくると思います。

<吉田委員>

馬場委員のおっしゃることであれば入れやすいなという感じがしますので、入れる場所だけ決めていただいたらそれで結構かなと思います。

<馬場委員>

『終わりに』というところで、入れればどうかと思います。

<西村委員長>

入れる場所は、『終わりに』の最後のところということでございます。

湊委員は反対の意見でございますが。

<湊委員>

いやいや、反対という意味でなしに、議会、議員の非を認めるようなことは反対です。

だから、見抜けなかったことが悪かったんやというような反省文を入れることは、反対です。議会としてあるべき姿はこうやというぐらいの程度やったらいいですけどね。

<西村委員長>

そしたら、馬場委員、もう一度入れる文言をお願いします。

<馬場委員>

『住宅公社には、議会から理事が派遣されてきた経緯がある。今回の事件は、理事会機能が喪失した中で起こった事件であるので、今後は外郭団体に対する議会の監視機能を強める体制を追求する必要がある。』かな。

<木曾議長>

非常に長い間やっていただいて、最後のとりまとめしていただいて、本当にありがとうございます。

今、議会との関わりの中で、西口委員なり馬場委員なり、吉田委員が言っていたんですけども、最後のそのくくりの部分我非常に私は大事かなと思いますし、先ほどいろんな議論をしていただいた中で、その隠ぺいとかいろんな部分に関わる部分までの話があるように思うんです。だから、議会が本当にどういう関わり方をしてきたのかということを明確にするというのは非常に難しい部分で、そこがポイントですので、変に文章で書いてしまうと難しいし、また書かなかたら書かなかたでまた難しい部分があるので、先ほど馬場委員がおっしゃった、委員が言われたような議会から（理事に）送ってきたけれども、理事会の機能が果たさなかったということになったら、理事を送ってきたとて果たさなかったとはどういうこっちゃと、それやったら、果たすような形の中で頑張れへんかったんかということになってしまうんで、

そのところは難しいかなと思うので、文言の言い回しがね。そのところをもう少し整理して書いていかないと、難しいかなと思います。

やっぱり議会としても、要するに見抜けなかったことは事実なんやけれども、見抜けへんかった理由というのは、隠ぺいされたことによって見抜けへんかったんやから、そのところをきっちりと書いておかないと、あかんのと違うかなという気がするんですけど。でなかったら、議会の責任というのが出てくるのかなというふうに思うんですけど。

<吉田委員>

議長から御意見いただいた後でしゃべるのも何ですが、要は理事会にもかかってないし、監査、決算時にも書類が出ていないしで、議会として見抜けなかった責任があるのかというと、そこまでは私はないと思うんですよ。あれだけ隠されたらだれでも分かりようがないわけで、要はこの報告書では、何で隠せたんやというようなことを調査してきて、何でやというのを調査したわけやから、議会の責任というところに言及するのは。うまく、先ほど馬場委員がおっしゃったような、さらっと流すんやったらいいかなと思うんですけど、具体的に書き過ぎるとちょっとしんどいなという気はします。理事会の機能喪失まで書き出すのは厳しいです。理事長を送り出す等の関わり方をしてきたがというぐらいでさらっと流すんやったらいいのかなと。

<西村委員長>

事務局から何かアドバイスがありましたら。

<事務局係長>

今のお話をお聞きしておりまして、馬場委員さんがおっしゃった前半部分は書かずに、後半部分を入れるのはどうかとは思いました。後半と言いますのは、『今後も外郭団体に対する議会の監視機能を強める体制を追求する必要がある』というところなんですけれども、その部分を入れていくのでどうかなと思います。御協議いただきますようお願いします。

<西村委員長>

『今後も外郭団体の監視を強めていく必要がある。』こういうニュアンスの書き方ということでございますが、これは報告書でございますので、私、委員長の考え方としてはないほうがいいのかという思いでございます。それも含めてご意見をいただきたい。

<木曾議長>

もう一度言わせてもらうんですけども、この報告書は場合によっては裁判でこの資料として出される可能性があるだけに、慎重にその辺をやったらどうかという私の意見です。

以上です。

<吉田委員>

非常に大事でいいことを言われているんで、申し上げるのは心苦しいんですけど、これはないということで、いいかなと。

<西村委員長>

これは採決をしたいと思います。

議会のことには、責任とか対応には触れない、このままでいくことに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（賛成者5人）]

<西村委員長>

それでは、何らかの文言整理をした上で、議会の関わりも触れていく、記載をして

いくことに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手（賛成者 5 人）]

< 西村委員長 >

5 と 5。

副委員長は。

< 立花副委員長 >

私は例えば追求するという文言を書くと、そしたら今後の対策をどうしていくのかということになってくるかと思うんですね。そうなってくると、この 2 公社の不透明な問題を明らかにしていく中で、先ほどからも出ていますように、隠ぺいされていた数々の問題が公にはなっていなかった問題がほとんどでありますので、それだけに正直言って、この問題に限っては見抜けなかったと思うんですね。そういうなかで、さらに土地開発公社の理事に議員が出ていて、どういう責任があったのかということから言うならば、私はないんじゃないかと思うんですね。当然、土地開発公社のこれまでの経過の中で、理事が入っていることにいいのかどうなのかという議論は別な問題だと私は思うんです。先ほども馬場委員が言いましたように、我々としては、それは必要ないと今まで主張してきているんですけどもね。

しかし、そういった問題をここに書くような中身ではありませんし。ですから、私としてはもう書かないほうがいいと。今回のこの 2 公社の問題に関しては書かないほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

< 西村委員長 >

それでは、この議論は記載しないということで承知をいただきたいと思います。

次に、今後のスケジュールについて、事務局をお願いします。

< 事務局係長 >

お手元に資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

< 西村委員長 >

スケジュールが配付されますので、しばらくお待ちください。

< 事務局係長 >

それでは、お手元の資料を見ていただきたいと思います。

先ほど委員長からありましたように、報告書に表紙などを付けまして完成品ができましたら、各委員に事前にお配りします。その後でございますけれども、委員長から議長に特別委員会の調査報告がまとまったということの報告をしていただきます。議長に受け取っていただきまして、市へ送付をいただきたいと思いますっておりますが、それにつきましては、その前に全議員にお知らせをする必要があるだろうということで、議会運営委員会を開催していただく必要があります。その上で、議長から市長へ送っていただく、それをもって報告書の公表という形をとるべきではないかと思っております。

事務局で予定として考えておりますのが、これらのことを 8 月 21 日にすべて行っていただければいかなと思っていますところでございます。またお諮りをいただきたいと思います。

あと、特別委員会として残っておりますのは、本会議での委員長報告ということになります。報告書がまとまりましたので、一番早い本会議、9 月 4 日の開会日でございますけれども、この日に委員長報告をしていただいて特別委員会が終了するという形になるかと思えます。つきましては、次回の委員会で報告文の確認ということをしていただきたいと思います。

また、市も外部の方を入れて調査をされております。その報告ができ上がっている

ということでしたけれども、一定この特別委員会のまとめを待ってもらっているような状況でしたので、その報告を受けるということで、次回の委員会では委員長報告の確認とあわせて市から調査報告の説明が入ることと考えております。

以上でございます。

<西村委員長>

そのようなスケジュールでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

特に議会運営委員会の委員長、議長にはいろいろとスケジュールの中で御配慮をいただく部分がございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この日程の中で、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、次の8月21日の日程でございますけれども、21日に9時半から議会運営委員会の日程調整いただいております、そしてその午後に、次の本委員会を開いて、理事者のまとめた調査報告書の報告を受けるという形で進めたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

次の委員会は8月21日午後1時からということをお願いしたいんですが、いかがでございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたらそのように次の委員会は21日の午後1時からということでよろしく願いいたします。

議事はここまででございます。これにて閉会といたします。大変御苦労さんでございました。

(閉 会)

散会 11:13